# 固定資産税・都市計画税

平成25年11月1日発行
資産税課
☎229-3131　FAX229-3331
資産税課久居分室
☎255-8826

固定資産税は、土地、家屋と償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その固定資産の評価額をもとに算定された税額を、その固定資産がある市町村に納める税金です。

また、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内にある土地と家屋を所有している人には、都市計画税が合わせて課税されます。今回は、住宅用地に係る負担調整措置の据置特例の廃止についてご案内します。

## 住宅用地に係る負担調整措置の据置特例を廃止

### 負担調整措置とは

現在、地域や土地によってばらつきのある負担水準[前年度課税標準額÷(新評価額×住宅用地特例率(1/6または1/3(都市計画税は1/3または2/3)))]の均衡を図るため、税負担の調整措置がとられています。負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させるもので、この措置を「負担調整措置」といいます。

### 据置特例を廃止

平成24年度の税制改正に伴い、住宅用地の負担調整措置は、平成25年度までは90%以上の負担水準であれば課税標準額を前年度と同額に据え置く特例が経過的措置としてとられていましたが、平成26年度からは、この据置特例は廃止されます。具体的には次のとおりです。

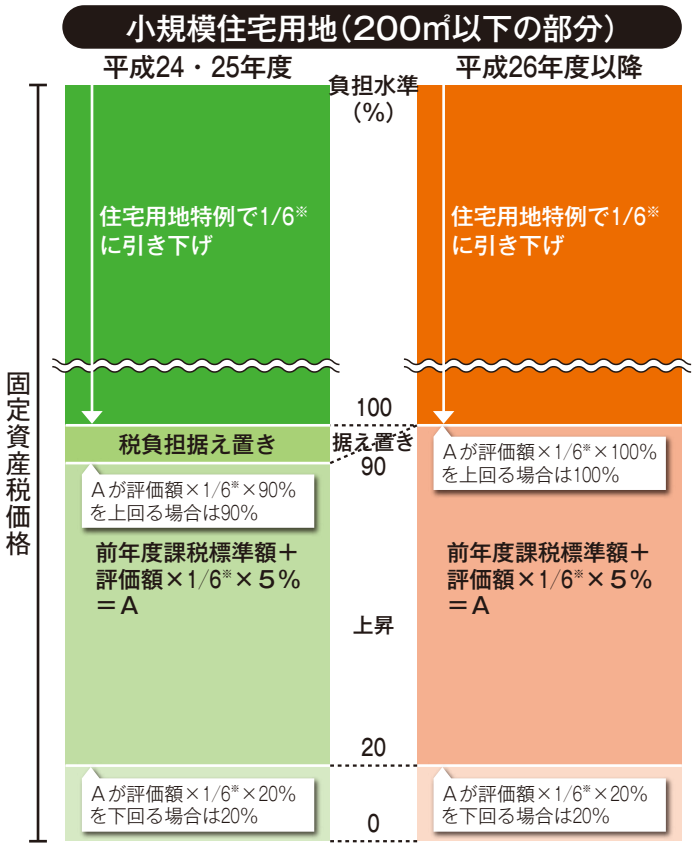


| 負担水準 | 税額 |
|---|---|
| 90%未満 | 上昇 |
| 90～100%未満 | 据え置き |
| 100%以上 | 下落または据え置き |

| 負担水準 | 税額 |
|---|---|
| 100%未満 | 上昇 |
| 100%以上 | 下落または据え置き |

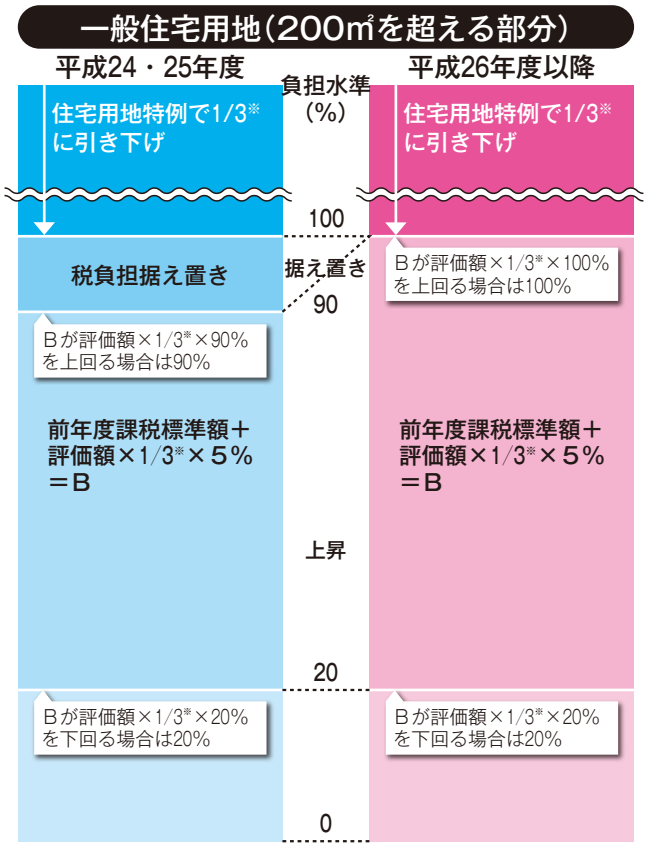


| 負担水準 | 税額 |
|---|---|
| 90%未満 | 上昇 |
| 90～100%未満 | 据え置き |
| 100%以上 | 下落または据え置き |

| 負担水準 | 税額 |
|---|---|
| 100%未満 | 上昇 |
| 100%以上 | 下落または据え置き |